

エマージング10

ファンドの概要

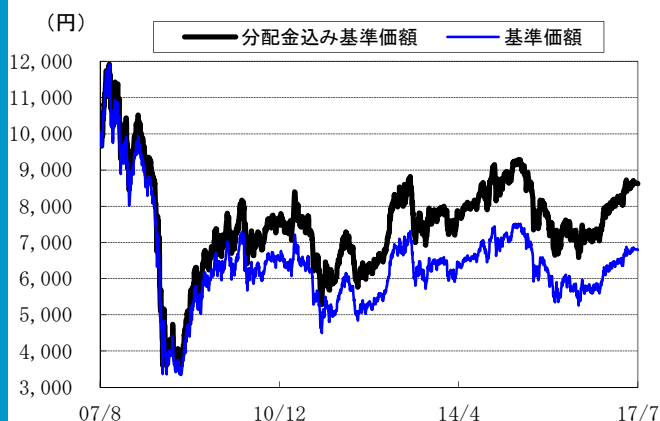
設定日 : 2007年8月31日
 償還日 : 2017年8月8日
 決算日 : 毎年2月、5月、8月、11月の各8日
 (休業日の場合は翌営業日)
 収益分配 : 決算時毎

ファンドの特色

1. 新興国10カ国の株式などに投資します。
2. 投資する10カ国は、一定のルールのもとで選別した新興国の中から厳選します。
3. 新興10カ国に均等投資を行ない、それぞれの株式市場の動きを概ね捉えることをめざします。

運用実績

＜基準価額の推移＞



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。
 ※基準価額は、信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の値です。

＜資産構成比＞

株式	0.0%
うち先物	0.0%
現金その他	100.0%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率で、対純資産総額比です。

＜株式組入上位5業種＞

	業種	比率
1		
2		
3		
4		
5		

※マザーファンドの状況です。
 ※比率は対組入外国株式時価総額比です。

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

基準価額 : 6,794円

純資産総額 : 2.94億円

＜基準価額の騰落率＞

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
-0.34%	3.06%	7.94%	19.08%	5.77%	-13.83%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

＜分配金実績(税引前)＞

設定来合計	16・5・9	16・8・8	16・11・8	17・2・8	17・5・8
1,720円	20円	20円	20円	20円	20円

※上記は過去のものであり、将来の収益分配を約束するものではありません。

＜国別株式組入率＞

	国名	比率
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

※マザーファンドの状況です。
 ※比率は対純資産総額比です。
 ※中国の株式の一部については、香港と表示される可能性があります。

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

7月の新興国株式市場は、前月末に比べて総じて上昇しました。上旬は、先進国の長期金利の上昇傾向を背景に外国人投資家などによる新興国株式の売却懸念が強まる一方で、好調な米国経済指標の発表を受けた景況感の改善などは支援材料となり、各国の株価はまちまちでした。中旬から下旬にかけては、欧州中央銀行(ECB)の緩和策縮小に対する慎重姿勢や米国連邦準備制度理事会(FRB)議長による追加利上げの慎重判断の示唆を受けて欧米の長期金利が低下したことや、堅調な原油相場を背景に産油国の株価が上昇したことなどが支援材料となり、各国の株価は総じて上昇しました。

ポートフォリオについては、保有資産の売却や為替の売却など、ファンド償還に向けた対応を行ないました。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

- 商品分類 : 追加型投信／海外／株式
- ご購入単位 : 購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ご購入価額 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- ご購入不可日 : 購入申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 信託期間 : 2017年8月8日まで（2007年8月31日設定）
- 繰上償還 : 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合などには、信託契約を解約し、繰上償還させることがあります。
- 決算日 : 年4回。毎年2月、5月、8月、11月の各8日（休業日の場合は翌営業日）
- 収益分配 : 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ご換金価額 : 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
- ご換金不可日 : 換金請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 換金制限 : 大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ご換金代金のお支払い : 原則として、換金請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
- 課税関係 : 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。
※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
※配当控除の適用はありません。
※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

- ・購入時手数料 : 購入時手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率とします。
※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

- ・換金手数料 : ありません。
- ・信託財産留保額 : 換金時の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

<信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用>

- ・信託報酬 : 純資産総額に対して年率1.782%（税抜1.65%）を乗じて得た額
- ・その他諸費用 : 目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。
組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、その都度、信託財産から支払われます。
※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

- 委託会社 : 日興アセットマネジメント株式会社
- 投資顧問会社 : 日興アセットマネジメント アジア リミテッド
- 受託会社 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 販売会社 : 販売会社については下記にお問い合わせください。
日興アセットマネジメント株式会社
〔ホームページ〕 <http://www.nikkoam.com/>
〔コールセンター〕 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「エマージング10」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・記載内容については、訂正が行なわれることがあります。正式な記載内容については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
- ・当資料は、信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合（金融商品仲介で取扱いの場合を除く）、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。
- ・投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 日本証券業協会

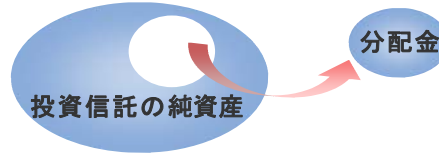
投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社東京都民銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第37号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

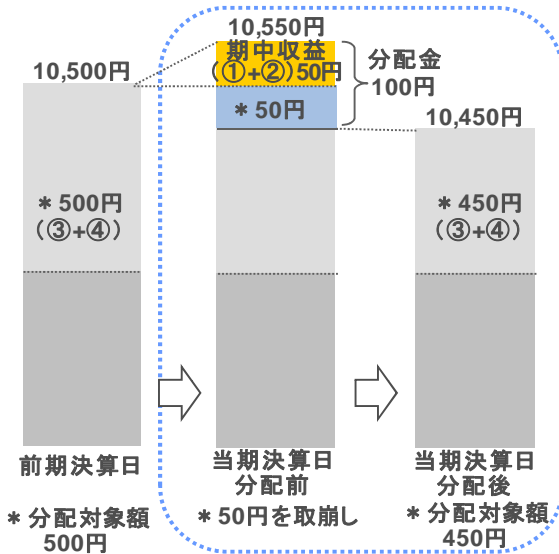
投資信託で分配金が支払われるイメージ



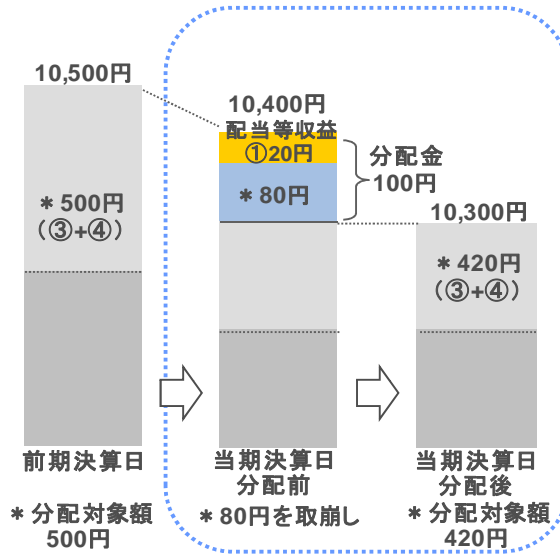
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



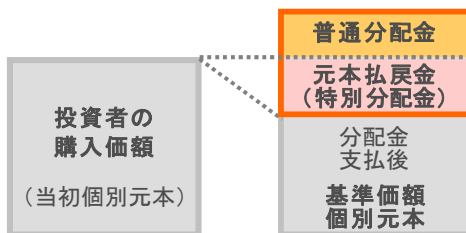
前期決算から基準価額が下落した場合



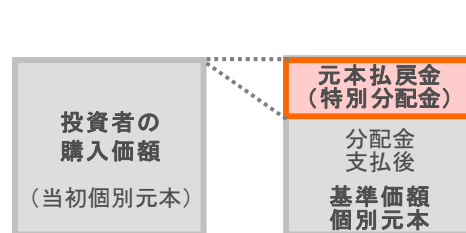
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。